

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）（以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、中小企業の受注促進及び販路開拓を支援し、もって地場中小企業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(2) 中小企業支援団体

中小企業者の経営基盤の強化等を支援する事業を行うことを目的とした法人であって、主たる事務所を本市の区域内に有するものをいう。

(3) 団体

中小企業者により構成される法人（法人格を有しない社団又は財団を含む。）であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 規約、会則等の定めがあること。

イ 適切な会計処理がされていること。

ウ 法人の意思決定が民主的な方法により行われていること。

エ 代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること。

オ 堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること。

(4) 連合会

複数の団体で構成される法人（法人格を有しない社団又は財団を含む。）であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 規約、会則等の定めがあること。

イ 適切な会計処理がされていること。

ウ 法人の意思決定が民主的な方法により行われていること。

エ 代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること。

オ 堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること。

カ この要綱に定める補助事業の遂行能力が十分であると認められること。

キ 福岡市内に活動の主たる事務所を有していること。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるものとする。なお、補助対象者は公募により募集する。

(1) 中小企業支援団体 次のいずれにも該当する者

ア 中小企業者の基盤の強化等の支援を目的とすること。

イ 受注促進及び販路開拓に関する事業を行うこと。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的としないこと。

エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としないこ

と。

オ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。

カ 本市の市税を滞納していないこと。

(2) 団体又は連合会 次のいずれにも該当する者

ア 構成員の過半数が福岡市内に事業所を有する中小企業者であること。

イ 構成員の受注力向上及び販路開拓を図ることを目的とすること。

ウ 受発注に関する相談、斡旋及び販路開拓に関する事業を行うこと。

エ 前号ウからカまでに掲げる者であること。

（補助対象事業）

第5条 補助金を交付する対象事業は、次に掲げる事業とする。ただし、第9条の申請書を市長に提出する時点で、福岡市が交付する他の補助金に係る交付の申請を行っているものを除く。

(1) 受発注に関する相談及び斡旋

(2) 販路開拓

(3) 生産技術及び新製品の開発

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 受発注に関する相談及び斡旋に要する経費

(2) 展示会及び商談会等の調査、企画会議、準備、出展、宣伝及び広報に要する経費

(3) 生産技術又は新製品の開発に関する調査、研究及び研修会に要する経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、かつ補助対象経費に係る額に2分の1を乗じて算出された額を上限とする。なお、当該補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第8条 補助の対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（補助金の交付の申請）

第9条 補助金の交付の申請をしようとする中小企業支援団体、団体又は連合会（以下「団体等」という。）は、市長に対しその定める期日までに、次に掲げる書類を添付した福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 定款、寄付行為又は規約等

(4) 役員名簿

(5) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）ごとに、各団体等につき1回とする。

(補助金の交付の決定)

- 第10条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等（以下「審査等」という。）により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに交付の決定を行い、その旨を福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付の申請をした者に通知しなければならない。
- 2 前項の交付の決定は、交付の決定を行う年度の4月1日以降に実施される事業で、交付の決定の時点において既に継続し、又は完了しているものについてもその対象とすることができるものとする。
- 3 市長は、第1項の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助金の使途、事業の実施方法その他の必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の審査等の結果により補助金を交付することが不適当と認めるときは、すみやかに申請者に対しその旨を福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

(事業終了前の補助金の交付)

- 第11条 交付規則第17条第1項ただし書に規定する事業終了前の交付は、団体等から年間の資金計画等の提出を求め、その必要性が認められた場合に限り行うものとする。

(補助事業の変更)

- 第12条 第10条第1項通知後、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、団体等は、あらかじめ福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 資金計画に支障が生じ、補助金の交付時期の変更を求めようとするとき
- (2) 補助事業の内容に補助対象経費に変動が生じる変更を行おうとするとき
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- 2 市長は、前項第2号又は第3号に掲げる事項について前項の申請書が提出された場合には、必要に応じて第10条第1項の交付の決定に係る補助金の額を変更することができる。
- 3 市長は、前項の変更を行ったときは、当該申請を行った団体等に対しその旨を福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付変更通知書（様式第5号）により通知しなければならない。
- 4 市長は、補助金の額を変更した場合において、すでに交付した補助金の額が、変更後の補助金の額を超えるときは、当該超える額に関し、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(暴力団の排除)

- 第13条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、団体等及びその役員が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団及び暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、団体等及びその役員が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合においては、第12条第4項の規定を準用する。
- 4 市長は、補助事業からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、団体等に対

し団体等の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（実績報告）

第14条 団体等は、補助対象期間終了後は、1か月以内に事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 補助事業の実績及び成果を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は前条の報告を受けたときは、必要な審査を行ったうえ交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書（様式第7号）により団体等に通知する。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条第4項（第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定による補助金の返還で同日までにまだ履行されていないものについては、当該返還が完了するまでの間は、同条同項の規定は、なおその効力を有する。
なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

（あて先）福岡市長

団体の所在地 〒

団体名

代表者氏名

印

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付申請書

平成 年度の福岡市受注促進及び販路開拓推進事業について、補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則及び福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱を遵守の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 補助事業名 | 福岡市受注促進及び販路開拓推進事業 |
| 2 補助金額 | 金 円 |
| 3 申請者の営む主な事業 | |
| 4 補助事業の目的及び内容 | |
| 5 添付資料 | 別紙のとおり
<input type="checkbox"/> 事業計画書
<input type="checkbox"/> 事業収支予算書
<input type="checkbox"/> 団体の規約等
<input type="checkbox"/> 役員名簿
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
(※添付した書類は、□にレ印でチェックすること。) |
| 6 前金払いの有無及び理由 | |

経支第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
（経済観光文化局中小企業振興部経営支援課）

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付をもって交付申請のあった福岡市受注促進及び販路開拓推進事業に係る補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 補助事業名 | 福岡市受注促進及び販路開拓推進事業 |
| 2 補助金交付決定額 | 金 円 |
| 3 補助金交付予定時期 | 平成 年 月 |
- 4 補助条件
- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をずる場合においては市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し又は廃止する場合においては市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをできる期間は、この交付決定通知書受領の日から15日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第3号（第10条関係）

経支第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局中小企業振興部経営支援課)

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付をもって申請のあった福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金については、審査の結果、交付しないこととしましたので、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱第10条第4項の規定により通知します。

記

【交付しない理由】

様式第4号（第12条関係）

平成 年 月 日

（あて先）福岡市長

団体の所在地 〒

団体名

代表者氏名

印

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付変更申請書

平成 年 月 日付、経支第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付決定内容について、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき下記の事項について承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助金の額 変更前 金 円

(1) 変更後 金 円

(2) 添付資料 別紙のとおり

変更事業計画書

変更収支計画書

変更経費配分書

（※添付した書類は、にレ印でチェックすること。）

様式第 5 号 (第 12 条関係)

経支第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局中小企業振興部経営支援課)

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付変更通知書

平成 年 月 日付、経支第 号にて交付決定した福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金については、下記のとおり補助金の額の変更を承認したので、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付変更通知書
- 2 変更後補助金額 金 円

様式第6号（第14条関係）

平成 年 月 日

（あて先）福岡市長

団体の所在地 〒

団体名

代表者氏名

印

事業実績報告書

平成 年 月 日付、経支第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業を完了しましたので、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、その実績を下記の関係書類を添え報告します。

記

1 補助事業の実績

別紙のとおり

- 事業収支決算書
- 補助事業の実績及び成果を証する書類
- その他市長が必要と認める書類

（※添付した書類は、にレ印でチェックすること。）

様式第7号（第15条関係）

経支第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局中小企業振興部経営支援課)

事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付、経支第 号にて交付決定した福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金については、実績報告書を確認の上、下記のとおり補助金の額を確定したので、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市受注促進及び販路開拓推進事業
- 2 補助確定金額 金 円